

事 務 連 絡
令和元年9月26日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」（平成30年5月24日付け厚生労働省医療課事務連絡）及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて」（令和元年8月2日付け厚生労働省医療課事務連絡）における受領委任の取扱いの中止関係に伴う疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

【「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(平成30年5月24日付け厚生労働省医療課事務連絡)における受領委任の取扱いの中止関係】

(問1)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(平成30年5月24日付け厚生労働省医療課事務連絡)の問9で「研修修了証の写の添付は、届出の日から1年以内に提出することとして差し支えない。」とあるが、提出しなかった場合にはどのような取扱いとなるのか。

(答)

「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け保発0802第4号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け厚生労働省医療課事務連絡)における取扱いに準じる。

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(平成30年5月24日付け厚生労働省医療課事務連絡)の問9

(問9)

現在の施術管理者が死亡し、勤務する柔道整復師が施術管理者となる場合も、実務経験期間証明書の写と研修修了証の写の添付が必要か。

(答)

必要となる。

但し、当該勤務する柔道整復師が施術管理者の要件を満たしていない場合における実務経験期間証明書の写の添付は、必要となる実務経験を満たした後、速やかに提出することとし、研修修了証の写の添付は、届出の日から1年以内に提出することとして差し支えない。

なお、届出の際、実務経験期間証明書の写については、必要となる実務経験を満たした後、速やかに提出する旨を、また研修修了証の写については、届出の日から1年以内に提出する旨を、それぞれ記載した確約書を提出することが必要となる。

【「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け厚生労働省医療課事務連絡)における受領委任の取扱いの中止関係】

(問2)

不正請求の場合、監査後速やかに、中止後又は中止相当とした後、原則5年間は新たに受領委任の取扱いが行えなくなる旨をホームページで公表しているが、中止又は中止相当後に公表するのか。

(答)

施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止又は中止相当については、監査の結果によるものでないため、公表しない。

(問3)

開設者宛に受領委任の取扱いの中止の通知を送付するところだが、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて」(令和元年8月2日付け厚生労働省医療課事務連絡)の別紙様式7以外の様式を示してもらえないか。

(答)

別添の別紙様式1又はこれに準じた様式を活用し、送付することとする。

別紙様式 1

厚 発 第 号
国 保 第 号
令 和 年 月 日

接骨院
開設者 様

厚生(支)局長

都道府県知事

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止（中止相当）について（通知）

受領委任の取扱いを行う施術管理者である 様が研修修了証の写の提出期限までに、（ ）の（別紙）の 10 による（7）の研修修了証の写しの提出がないことが認められたので、令和 年 月 日をもって、柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いを中止（中止相当）とする。

（ ）に基づき、施術管理者 様については、受領委任の取扱いを中止（中止相当）とすることから、当該接骨院の開設者に対しても通知する。

なお、中止（中止相当）日から、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」（令和元年 8 月 2 日付保発 0802 第 4 号）に定める期間を経過するまで、開設者 様が新たに開設する施術所においては受領委任の登録及び承諾ができないので、念のため申し添える。

（ ）については、以下の中から該当するものを記載してください。

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）
- ・「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号）
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 31 年 2 月 13 日付け保発 0213 第 3 号）